

新松田駅北口地区市街地再開発事業に係る都市計画決定（変更）素案に関する
パブリックコメントでの意見と対応について

1 実施概要

- (1) 実施期間 令和7年7月16日（水）から令和7年8月14日（木）まで
(2) 意見書の提出方法 直接持参、郵便、FAX、電子メール

2 パブリックコメントの結果

- (1) 意見総数 315件 （意見提出者数153人：町内137人、町外16人）

意見内訳	件数
1 市街地再開発事業の決定に関すること	137件
2 地区計画の決定に関すること	16件
3 用途地域の変更に係るすること	2件
4 防火地域の変更に係るすること	0件
5 その他	160件

- (2) 対応方針

区分	対応	件数
A	意見を反映したもの	0件
B	事業施行に当たって検討するもの	17件
C	参考意見としたもの	58件
D	その他	240件

- (3) 意見の考慮にあたって

本件パブリックコメントは、都市計画における①第一種市街地再開発事業の決定 ②地区計画の決定 ③用途地域の変更 ④防火地域及び準防火地域の変更 の4つの都市計画に関して実施したものです。「概要資料」「法定手続きを想定した図書」及び「参考資料」を提示してご意見を頂戴しました。

この中で、関心の高い市街地再開発事業に係る情報は、皆様の理解を深めていただくため、「新松田駅北口地区市街地再開発準備組合」で検討された基本計画検討案（抜粋）を添付するなど、現時点では確定していないイメージ図等も添えて丁寧に資料提供を実施致しました。

募集結果として、315件のご意見を提出いただきましたが、今回、募集しました都市計画決定等へのご意見ではなく、都市計画決定以降に検討していく予定の市街地再開発事業の詳細に関する内容、事業による景観への影響及び町財政への負担等に係る質問や意見が大多数を占めました。

～裏面へ続く～

ご意見に対する町の考え方は次の４つの区分とし、概要は以下のとおりです。

【区分Ａ】意見を反映したもの

都市計画素案に反映させる意見は該当がありませんでした。

【区分Ｂ】事業施行に当たって検討するもの

移動の円滑化に関する方針（バリアフリー）に係るものについては、今後の計画への影響を考慮し、区分Ｂとしました。また、地権者への対応については都市計画の事項に該当しませんが、再開発事業による生活への影響を考慮し、区分Ｂとして、事業を進めるにあたって検討していくこととしました。

【区分Ｃ】参考意見としたもの

直接に都市計画素案への反映を検討するものではありませんが、都市計画決定後、市街地再開発事業の認可や再開発本組合設立に向けて準備組合が基本設計等に取り組む際に参考となる、景観や環境の保全に関するものなどを区分Ｃとして整理しています。

【区分Ｄ】その他

町が既に調査・検討し、関係機関と調整しているもの、単に意思を表明されたもの、質問のみであるもの、パブリックコメント対象との関連性が低いもの及び過去に開催しました町民説明会等の資料に掲載済みのもの、既にお答えした内容等を区分Ｄ（その他）としました。

なお、意見書の多くは、一つの団体により取りまとめて提出（１３０人：約８５％）され、その意見内容が同趣旨である用紙（複写）の提出が複数存在しましたが（本人は記名のみ）、形式的な要件を満たしているため、受理しています。

一方で、同団体が意見書と同時に提出された、反対の理由と要望が記載の「趣旨賛同者名簿」については、パブリックコメントの要件を満たしていないため、意見数には含めておりません。

【参考】

署名総数		５８０人
住所内訳	松田町	４４４人
	足柄上地区（松田町を除く）	５７人
	神奈川県内（足柄上地区を除く）	６１人
	神奈川県外	１８人

* 上記署名総数のうち、意見書を提出されている方は１２６人。署名のみを提出された方は４５４人となります。